



第2期 麻生区区民会議 ニュース vol.4 2009.7

発行：麻生区区民会議
編集：企画部会
事務局：麻生区役所 企画課
電話：044-965-5112
Fax：044-965-5200
E-mail：73kikaku@city.kawasaki.jp

～心が響きあう地域づくり～

第5回 区民会議

平成 21 年5月29日(金) 第5回区民会議が開かれました。地域交流部会及び環境部会の検討経過報告などが行なわれ、それらについて意見交換・審議を行いました。(傍聴者4名)

出席参与 = 雨笠、伊藤、勝又、山崎の各市議会議員



調査審議課題について



になりました。

①地域交流部会

◇「川崎・しんゆり芸術祭」の支援

「川崎・しんゆり芸術祭」の開催に併せて、芸術祭の雰囲気作りを演出するため、小学校長会や美化ボランティアなど他団体と連携して、小学生の絵画展示及び新百合ヶ丘駅周辺の美化清掃活動を実施しました。小学生の絵画展は、足を止めてご覧になる方も多く見受けられ、実施して良かったとの意見が多く出されました。その一方で、次のような課題もあげられました。

- ・ 実施目的などを記載した看板が小さくわかりにくかった。
- ・ もう少し展示物が多い方がよかった。
- ・ 幼稚園も含めて検討した方がよいのではないか。 など。

これら課題等を踏まえ、次年度以降の展開については、芸術祭実行委員会の動向を見守ることになりました。また、美化活動について区民会議としては、区役所周辺において月2回定期的（第1木曜日・第3火曜日）に実施されている美化ボランティア活動に、委員が今後も可能な範囲で参加協力していくこと

◇「市民活動の推進」の取組

現在、市民活動の区の拠点施設として「市民交流館やまゆり」・「麻生市民館」が、地域の拠点施設として「こども文化センター」などが位置づけられており、それぞれが市民活動支援の場の提供などを行っています。しかし、次のような課題があげられました。

- ・ 各拠点施設間の連携、情報の共有・発信が足りないのではないか。
- ・ 各施設の利用方法や相談窓口事業の広報など工夫が必要ではないか。

これらの課題を踏まえ、こども文化センターが「市民活動の地域の拠点としてどのような使われ方をしているか」などアンケートを実施することになりました。また、アンケート結果を基に、こども文化センターに出向き、ヒヤリングも実施することになりました。また、「麻生まちづくり市民の会」で実施する各市民活動施設調査の支援や、各施設間の連携方法について調査・検討していきます。

◇「あいさつが交し合える地域づくり事業」

「あいさつが交し合える地域づくり」を目的に、町内会・自治会などが地域の中でコミュニティ活動に取り組んでいる事例について、調査を行っています。昨年11月に、区内102ある町内会・自治会にアンケート調査を実施しました。

その中から、特徴的な取組を行っている町内会・自治会などにヒヤリング調査を継続して実施しております。併せて、それら調査結果を分析し、地域におけるコミュニティづくりに活用できる事例集として取りまとめ、来春に配布を予定しています。

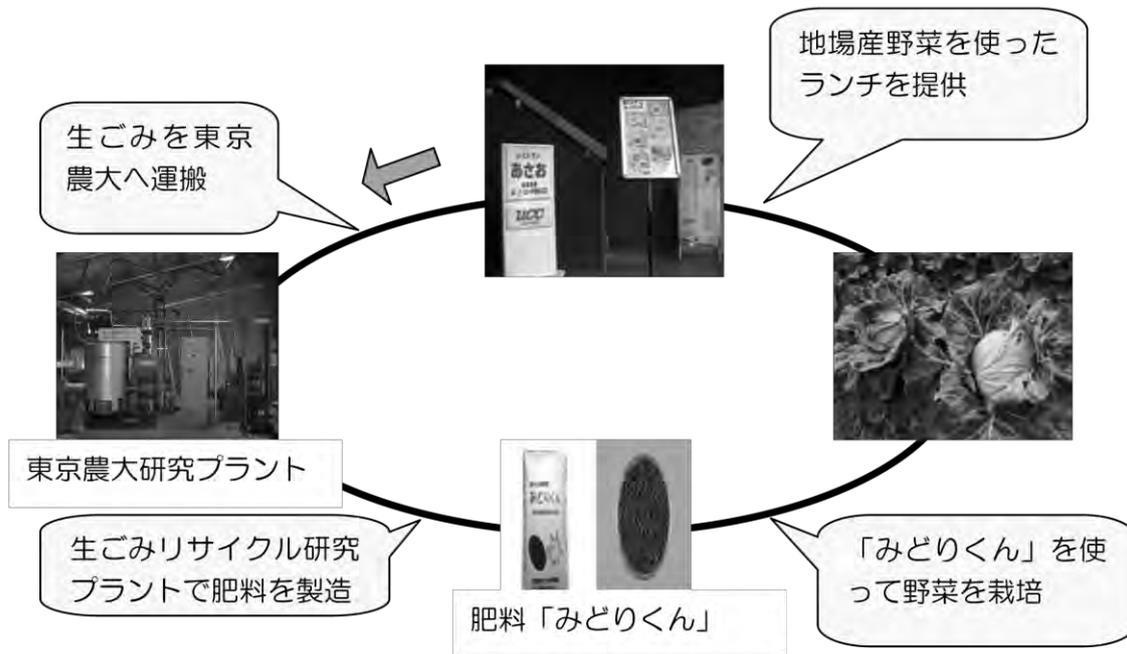


②環境部会

◇生ごみのリサイクルの推進

3月3日より、「レストランあさお」（区役所4階）で発生した生ごみを収集し、東京農大のリサイクル研究プラントで肥料「みどりくん」を作る取組を行っています。そこでできた肥料は、区内農家の協力を得て、野菜作りに活用いただいています。また、その野菜を使ったメニューを毎月の食育の日（原則19日）に、「レストランあさお」でスペシャルランチとして提供していきます。

生ごみリサイクル概略図



◇ 地産地消の推進

区民会議の提案で、地産地消を進める取組として、生ごみで作った肥料「みどりくん」を使ってできた麻生区産野菜を使ったメニューを、レストランあさおで提供することを始めました。川崎市では、食育推進計画に基づき様々な活動が進められており、毎月19日の食育の日（休日の場合はその前日）に合わせてこの取組を実施していきます。

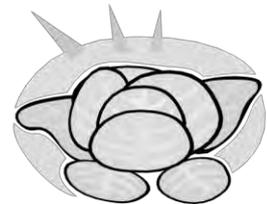
実施に当たっては、食生活改善推進委員（ヘルスマイト）の方などからの協力を得て、当日出された料理のレシピ・カロリー表・農産物の写真などをまとめたランチマットを作成し、情報提供していきます。



6月19日の
スペシャルランチ（一部）



ヘルスマイトの皆さんと環境部会委員の方々



第1回「食育の日」開催される

6月19日（金）、「レストランあさお」（麻生区役所内）で地場産野菜を使ったあさおスペシャルランチを提供しました。この取組は、区民会議からの提案を受け、レストランあさお・地元農家の井上さん・食生活改善推進委員（ヘルスマイト）の方などの協力を得て実現したものです。

当日の地場産の野菜を使ったメニューとして「キャベツとキュウリとジャコのサラダ」が提供されました。メニューの決定に当たっては試食会も開き、旬であるキャベツが一番おいしく食べられる料理を試行錯誤して決めたものです。

また、料理のレシピやカロリー表などをランチマットにして作成し、希望者にお配りしました。

今後も毎月旬の野菜を使ったメニューが提供されますので、ぜひご賞味ください！

◇環境家計簿について

区民会議では、地球温暖化を考えるきっかけとして、「環境家計簿」の取組を予定していました。しかし、「麻生まちづくり市民の会」でも同様の取組が予定されており、家計簿モニタリングコンテストの実施と、講演会の具体的な日程なども決定しておりました。これらを踏まえ、区民会議としては「麻生まちづくり市民の会」で実施するモニタリングコンテストに参加するなどして協力していくことになりました。



◇（仮称）「麻生区エコカルテ」の作成

身近な地域からの地球温暖化対策を進めるため、麻生区内におけるエコ関連の取組事例等を調査し、（仮称）「麻生区エコカルテ」を作成することになりました。

麻生区内の取組などを中心に、次のような内容で構成し、平成22年1月頃を完成予定にしています。なお、作成に当たっては、区内公立小学校の校長先生方などから意見を伺いながら進めています。

○「麻生区エコカルテ」構成（案）

- ・区内のエコ関連データの掲載
「土地利用」「みどりの分布」など
- ・区内のエコ関連の取組事例等の掲載
「区民」「企業」「行政」の取組事例
- ・エコマップの掲載
区全体・中学校単位で作成
- ・エコカルテの活用方法の掲載

○活用方法

区内小学校や市民館などに配布し、環境に関する授業・講座などを行う場合の基礎データとしての活用などを予定しています。

<エコカルテ>



◇生ごみリサイクルと地産地消フォーラムの開催について

生ごみリサイクルと地産地消の推進について、広く区民の方々のご理解をいただくために、次のようなフォーラム開催の提案がありました。今後、詳細については環境部会で協議していくことになりました。

- 1 開催日 11月29日(日) 13時～
- 2 実施内容
 - 1)講演 「(仮題)生ごみリサイクルについて」
東京農業大学 後藤教授
 - 2)事例発表
商店街・地域・団体・区民会議などの取組事例
 - 3)パネルディスカッション
- 3 生ごみから作った堆肥・肥料を使ってできた、花・野菜の写真展示
- 4 展示・説明ブースの設置
* 生ごみ堆肥づくりの機器の展示など

お知らせ

生ごみから作った堆肥・肥料を使って

できた花、野菜の写真展 作品募集

11月29日に開催する「生ごみリサイクルと地産地消フォーラム」において、写真展示を行います。募集案内は、区役所ホームページに掲載されているほか、企画課窓口で配布しています。



- * 今後の日程（区民のみなさんの傍聴をお待ちしています。詳細は麻生区役所企画課まで）
平成21年度 第6回区民会議 10月30日（金） 15：00～17：00
- * 区民会議へのご意見・ご提案は、随時募集しています。
区役所内2階ロビーに設置している「提案箱」や区ホームページをご利用ください。
- * 麻生区区民会議ニュースは、町会連合会のご協力により回覧されています。



第2期 麻生区区民会議 ニュース vol.5 2009.12

発行：麻生区区民会議
編集：企画部会
事務局：麻生区役所 企画課
電話：044-965-5112
Fax：044-965-5200
E-mail：73kikaku@city.kawasaki.jp

～心が響きあう地域づくり～

区民会議フォーラム開催

NHK「ご近所の底力」の番組仕掛け人がやってくる！

第2期区民会議の取組状況を区民の方々に報告するためのフォーラムを開催します。

特別ゲストとして、NHKの人気番組の一つである「難問解決！ご近所の底力」のチーフプロデューサー堂垣彰久氏をお招きし、番組制作の裏話、番組で取り上げた成功事例の紹介など、地域の課題解決に向けたヒントをお話しいたします。

(日時・場所)

平成22年2月7日(日) 13:00～16:00
麻生区役所4階 第1・2会議室

(内容)

アトラクション〔ミニコンサート〕

①開会

西谷区民会議委員長あいさつ
磯野区長あいさつ

②講演

「地域の課題を地域で解決」

～番組の仕掛け人が語る～

講師 NHK「難問解決！ご近所の底力」
チーフプロデューサー 堂垣彰久氏

③報告

区民会議の活動報告

環境部会、地域交流部会から、これまで取り組んだ内容を報告。

④質疑応答

参加者との質疑応答。

⑤閉会



◆◆◆ 堂垣彰久氏プロフィール ◆◆◆

平成元年NHK入局。番組制作ディレクター・デスク・プロデューサーとして、青森、東京、仙台、松江で勤務。「クローズアップ現代」「NHKスペシャル」などを担当。
平成20年より、「難問解決！ご近所の底力」のチーフ・プロデューサーとなり、現在に至る。
総務省「地域力創造に関する有識者会議」委員。

必見！麻生区地元の底力
地域のコミュニティ作りの
取組事例展示も行います

第6回・第7回 区民会議

平成21年10月30日（金）第6回区民会議、12月15日（火）第7回区民会議が開かれました。地域交流部会、環境部会から取組状況が報告され、意見交換・審議を行いました。

（傍聴者 第6回 5名、第7回 3名）

出席参与 第6回：雨笠、尾作、勝又、花輪、山崎、山口

第7回：花輪、山口

の各市議会議員

◆◇調査審議課題について◇◆

①地域交流部会

◇市民活動支援（こども文化センター調査）

市民活動を推進するために、地域の拠点でもある区内のこども文化センターの調査を行い、「市の拠点」「区の拠点」「地域の拠点」の連携や情報共有のあり方等について調査審議を行いました。

（実施日）平成21年8月～9月

（場所）区内10箇所のこども文化センター

（実施方法）

アンケート調査を実施後、結果を踏まえ、区民会議委員が分担して各こども文化センターを訪問、ヒアリング調査を実施

（調査結果）

- ・ 地域の拠点としての認知度が低く、利用団体が固定化している傾向がある。
- ・ こども文化センターは子ども利用が最優先の施設ですが、子どもたちの利用がない場合に限り市民活動としての利用が可能。
- ・ 現在は利用数がそれほど多くなく調整できているが、市民活動での利用希望が多くなった場合、利用制限が必要になる。

（検討内容）

- ・ 積極的な広報が必要であるとの意見があり、今後、「区役所」や「やまゆり」のホームページ、市政だより区版を使った広報や利用促進のためのチラシ等を作成する必要がある。
- ・ 「地域の拠点」としては他の施設の利用も検討されるべき。



以上のような報告があり、これに関連して、1期で行われた「老人いこいの家」についての提言にも言及されました。

区内「老人いこいの家」の半数がこども文化センターと合築されている施設であり、「地域の拠点」としての「老人いこいの家」の利用もあわせて検討が必要との意見がありました。

◇あいさつが交し合える地域づくり事業

第1期区民会議の提言を受けて実施している「あいさつが交しあえる地域づくり事例集」の作成経過などが報告されました。

（作成経過）

平成20年11月

町会・自治会のアンケート調査（102団体）

平成20年12月

市民活動団体のヒアリング調査（15団体）

平成21年3月

ヒアリング調査対象の町内会・自治会

（23団体）の選定、実施

平成21年5月 ヒアリング調査分析

平成21年11月～ 原稿確認、校正

（今後の予定）

町内会・自治会等で行われているコミュニティ活動の内容や活動の工夫、成功要因、活動の効果などを分析し、平成22年3月までに事例集を作成します。

◇エコバッグを通じた世代間交流

小学生と高齢者の世代間交流を目的に、区内にある「こども文化センター」と「老人いこいの家」の合築施設でオリジナルエコバッグを作成しました。エコ意識の高揚を目的に専修大学学生が作成した「エコかるた」を使って参加者全員で交流したあと、エコバッグを作成しました。

11月8日(日) 麻生こども文化センター

参加者 27名(3)

11月18日(水) 岡上老人いこいの家

参加者 29名(12)

()内は高齢者の参加人数



「エコかるた」を使ったかるたとりはとても盛り上がり、エコバッグ作成も楽しく行われました。自分の住む地域でもやってみたいという参加者もあり、少しずつ取組が広がっています。

◇しんゆり・芸術祭の開催に伴う

小中学生による絵画展

平成 22 年のゴールデンウィークに開催される「川崎・しんゆり芸術祭 2010」を盛り上げる目的で小中学生による絵画展を開催することになりました。

(展示期間)

平成 22 年 4 月 28 日～5月6日

(実施場所)

新百合ヶ丘駅北口側の小田急電鉄側フェンスに作品を掲示する。

今回は区内こども文化センターに依頼し、「わがまち●●●(こ文名)」というテーマで作成していただく予定です。

◇しんゆり・芸術祭の開催に伴う

美化清掃活動

「川崎・しんゆり芸術祭 2010」に区内外から多くの来場者があることから、区民会議が関係機関に働きかけ、昨年に引き続き新百合ヶ丘駅周辺の清掃活動を実施することになりました。

(日時)

4月20日(火) 午前9:30～

予備日(荒天の場合) 4月21日(水)

(実施場所)

新百合ヶ丘駅北口

南口ペDESTロリアンデッキ

南口バスロータリー待合場所など

②環境部会

◇「麻生区エコカルテ」の作成

麻生区内のエコ関連データや取組事例(区民・企業・行政)を掲載した麻生区エコカルテを作成し、小学校の環境学習等に活用していただく予定です。



(構成)

麻生区における温暖化の状況

麻生区における自然環境資源

麻生区内のエコ活動

エコの取組事例紹介(区民・企業・行政)

地域別に見たエコ活動(中学校区単位)など

◇◇「生ごみリサイクルと地産地消フォーラム」報告◇◇

去る平成21年11月29日（日）、環境部会が取り組む「生ごみリサイクルと地産地消」をテーマにしたフォーラムが開催されました。会場いっぱい参加者の中、生ごみリサイクルの現状や身近で活動している団体の取組が発表されました。（参加人数 132名）



（内容）

○講演○「生ごみリサイクルで環境に優しい地産地消」 東京農業大学 後藤逸男教授

○取組み事例発表○

- ・「じゅんかんチャレンジ 桜丘」の取組み じゅんかんチャレンジ 桜丘推進協議会（世田谷区）
- ・市民、農家、行政の連携による「生ごみ堆肥化」 あさお生きごみ隊（麻生区）
- ・手軽にできる「ダブル・ゼロ・ストで生ごみリサイクル」 環境を考え行動する会（麻生区）
- ・「レストランあさお」のモデル事業 麻生区区民会議 環境部会（麻生区）

○パネルディスカッション○ ～コーディネーター 麻生区区民会議 西谷明子委員長～

パネラー	東京農業大学応用生物科学部	後藤逸男教授
	明治大学農学部	玉置雅彦教授
	JAセレサ川崎営農経済本部	梶 稔部長
	川崎市環境局廃棄物政策担当	佐藤好子主幹

大盛況！
参加の皆さんの環境に対する意識の高さを感じました。



○展示コーナー

各団体の取組をブースで展示

じゅんかんチャレンジ桜丘推進協議会/麻生生きごみ隊/
環境を考え行動する会/川崎・ごみを考える市民連絡会/
JAセレサ川崎

写真展：19 作品（生ごみ堆肥・肥料で育てた花や野菜の写真）

○直売コーナー（区役所前広場にて）

柿生野菜生産者直売会にご協力いただきました。

○講演・発表・パネルディスカッションより○

東京農業大学後藤教授の講演を初め、事例発表された各団体の方々から、日頃取組んでおられる具体的な事例やその効果などについてとても熱心にご説明をいただきました。

パネルディスカッションでは、各パネラーからリサイクルの取組や今後の取組みの方向性などについて話されました。

○アンケートより○

アンケート結果では、「各々のグループが生ごみの減量を通じて、環境への配慮をしていることが身近に感じられた。」「無関心な区民も、少しずつでも巻き込む努力を」などのご意見があり、「大変参考になった」「参考になった」と回答された方が、8割を超える結果となりました。

- * 今後の日程（区民のみなさんの傍聴をお待ちしています。詳細は麻生区役所企画課まで）
平成21年度 第8回区民会議 平成22年3月15日（月）15：00～17：00
- * 区民会議へのご意見・ご提案は、随時募集しています。
区役所内2階ロビーに設置している「提案箱」や区ホームページをご利用ください。
- * 麻生区区民会議ニュースは、町会連合会のご協力により回覧されています。

区民会議諸規定体系図

条例＝議会の議決により定めるもの
規則＝市長が定めるもの

**区民会議
条例**
(平成18年4月1日施行)

区民会議を設置するために必要な
各区に共通する
基本的な事項を定めるもの

**区民会議条例
施行規則**
(平成18年4月1日施行)

条例で定めるもののほか、
各区に共通する
区民会議の組織に関し定めるもの

区長が定めるもの

**区民会議
要綱**
(平成18年4月1日施行)

条例及び規則で定めるもののほか、
麻生区区民会議の組織に関し
必要な事項を定めるもの

**区民会議委員
公募要領**
(平成18年4月1日施行)

区民会議委員の公募に関し
必要な事項を定めるもの

区民会議が定めるもの

**区民会議
運営要領**

麻生区区民会議の運営に関し
必要な事項を定めるもの

(目的及び設置)

第 1 条 区民(川崎市自治基本条例(平成 16 年川崎市条例第 60 号)第 22 条第 1 項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第 2 条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第 4 条 区民会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第 9 条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市区民会議条例(平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 4 条第 2 項第 1 号及び第 12 条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第 2 条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第 4 条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置する麻生区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織について、条例及び川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 区民会議は、委員20人以内で組織し、条例第4条第2項各号に掲げる委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区の区域内において規則に定める分野における活動を行う団体から推薦された者（以下「団体推薦委員」という。） 7人以内
 - (2) 区民会議の委員に応募した者（以下「公募委員」という。） 7人以内
 - (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者（以下「区長推薦委員」という。） 6人以内
- 2 前項第2号の場合において、公募委員がその定数に満たないときは、その定数の範囲内で区長推薦委員を増やすことができる。
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。ただし、専門的な知識又は経験を有する者が他に得られない場合など特別の事情があると区長が認めた場合は、この限りでない。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、条例第4条第2項第1号の規定に基づき、地域社会の課題の解決を推進するため、規則第3条各号に規定するそれぞれの分野ごとに、委員への推薦が必要と認められる団体（以下「推薦団体」という。）を選定し、当該団体代表者に委員の推薦を依頼するものとする。

(推薦団体委員の選出手続)

第4条 推薦団体は、区長から委員の推薦依頼を受けたときは、麻生区区民会議委員推薦書（第1号様式）により、速やかに委員の推薦を行うものとする。

- 2 推薦団体が推薦する委員は、当該推薦団体の構成員でなければならない。
- 3 区長は、性別、世代などを考慮し、必要に応じて推薦団体に対し、委員の推薦に条件を付することができる。
- 4 推薦団体が委員を変更する場合には、麻生区区民会議委員推薦変更届（第2号様式）を区長に提出しなければならない。
- 5 第1項により推薦された者は、麻生区区民会議委員就任承諾書（第3号様式）を区長に提出するものとする。

(公募委員)

第5条 区長は、条例第4条第2項第2号の規定に基づき、委員に応募した者の中から委員を選任するものとする。

- 2 委員を募集する上で必要な事項は、区長が別に定める麻生区区民会議委員公募要領に定めるところによる。

3 第1項により選任された者は、麻生区区民会議委員就任承諾書を区長に提出するものとする。

(区長推薦委員)

第6条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定に基づき、区民会議の目的を達成するために必要と認めた者を選任するものとする。

2 前項により選任された者は、麻生区区民会議委員就任承諾書を区長に提出するものとする。ただし、団体を選定し、当該団体の代表者に委員の推薦を依頼する場合には、第4条の規定を準用する。

(公募委員選考委員会)

第7条 第5条第1項の規定に基づく公募委員の選任を適正かつ公正に行うため、麻生区区民会議公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

(選考委員会の組織)

第8条 選考委員会は委員5人以内で組織し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 専門的知識を有する者
- (4) その他区長が必要と認める者

(選考委員会の委員長)

第9条 選考委員会には委員長を置き、区長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第10条 選考委員会は、委員長が召集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2期麻生区区民会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。）第4条第2項第2号及び麻生区区民会議要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、麻生区区民会議（以下「区民会議」という。）委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込資格)

第2条 区民会議の公募の委員（以下「公募委員」という。）に申し込むことができる者の資格は、平成20年4月1日の時点で次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 麻生区に引き続き1年以上住所を有している者、区域内で働き若しくは学ぶ者又は区域内で事業活動その他の活動を行っている者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。

(公募人数)

第3条 公募委員の数は、7人以内とする。

(任期)

第4条 公募委員の任期は、委嘱日から2年間とする。

(申込方法及び申込期限)

第5条 公募委員に申し込もうとする者は、原則として市販の罫紙、便せん等の用紙に次に掲げる事項を記載したもの（様式は、自由とする。以下「申込書」という。）に、小論文（800字程度のもの）を添付して提出するものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称（麻生区区民会議）
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び年齢
- (3) 現在の職業または学校
- (4) 主な職歴
- (5) 活動経験
- (6) 申込の理由

2 前項の小論文のテーマは、「私が考える麻生のまちづくり」とする。

3 申込期限は、平成20年4月30日までとする。ただし、郵送による場合は同日の消印までとする。

4 申込書及び小論文は、返却しないものとする。

(選考方法等)

第6条 公募委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考により行うものとする。

2 前項の選考は、要綱第7条に規定する麻生区区民会議公募委員選考委員会をもって行うものとする。

3 選考の結果について、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで区長が必要と認められた者を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (6) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1期麻生区区民会議委員公募要領（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、麻生区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 区民会議は、条例第3条の規定に基づく所掌事務のほか、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 課題解決に向けた取組に対する進行管理及び評価に関すること。
- (2) 協働推進事業の事業計画、執行状況等の報告を受けること。

(課題の選定)

第3条 区民会議は、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき把握した課題のほか、次に掲げる方法により広く区民から地域社会が抱える課題を把握し、調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

- (1) ホームページ
- (2) 地域メディア
- (3) 区民会議への提案箱

(副委員長)

第4条 条例第5条に基づき置かれる副委員長は2名とする。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序によりその職務を代理する。

(会議運営)

第5条 区民会議は、原則として年4回開催する。

- 2 開催日時は、委員長が第8条に規定する企画部会に諮って決するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、臨時会を開催することができる。

(議事運営)

第6条 区民会議の議事は、出席委員の一致により決することを原則とする。ただし、委員長がこれにより難いと認める場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 条例第7条に規定する専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会議に諮って決するものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員の互選により定める。
- 3 専門部会に副部会長を置くことができる。
- 4 専門部会における調査検討の結果は、出席部会員の合意により区民会議に提案することを原則とする。

(企画部会)

第8条 区民会議に委員長、副委員長及び委員若干名で構成する企画部会を置く。

2 企画部会に属すべき委員(委員長及び副委員長を除く。)は、委員の互選により定める。

3 企画部会に副部会長を置くことができる。

4 企画部会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 会議運営の事前調整に関する事。

(2) 課題の整理及び調整に関する事。

(3) 区民会議の広報及び広聴に関する事。

(4) その他区民会議から委任を受けた事項に関する事。

(関係者の出席)

第9条 区民会議に条例第8条の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、委員長が区民会議に諮って決するものとする。

2 専門部会及び企画部会に規則第4条第4項の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、部会長がそれぞれの部会に諮って決するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年 7月30日から施行する。

第2期麻生区区民会議報告書
(平成20年7月～平成22年6月)

発行：麻生区区民会議
麻生区役所（麻生区役所企画課）
〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
電話：044-965-5112
FAX：044-965-5200



麻生区区民会議